

第12回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和3年12月6日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和3年12月6日（月） 午後1時57分
吾妻町ふるさと会館2階研修室第1
- 3 閉会日時 令和3年12月6日（月） 午後4時10分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	13番 坂本 博
14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治
18番 林田 剛	19番 馬場 保		

(2)欠席者（1名）

10番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
参事補	藤吉 文女
農林課参事補	宮本 忠房

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第69号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第70号 土地改良事業に参加する資格について
- 日程第8 報告第7号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 市農業経営基盤強化基本構想の改正に伴う意見聴取について
- (2) 意見書について
- (3) 標準小作料の算定に係る米価の判断について

8 その他

市発注公共工事の一時転用（仮設事務所等）について

午後1時57分開会

○事務局（藤吉 文女君） 議事開始の前にお願ひします。議事進行上発言される場合は、挙手をして議長が指名をしてからマイクをとおして発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

○事務局長（増富 浩彦君） 改めまして、こんにちは。12月となりまして、皆さん、本業の職業が忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、草野有美子委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。早いもので今年最後の総会となります。今までご協力いただきありがとうございます。また前回の総会から研修会において、皆さん、ご苦労ありがとうございました。雲仙市の農業委員会らしさが出たのではないかと感じております。今後ともよろしくお願ひします。

それでは、本題に入ります。ただいまから令和3年第12回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。まずは議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第12条の規定により、9番、徳永玉義委員、11番、栄木正孝委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第65号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第7号、非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第65号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第65号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号45番から50番まで、6件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査関係分は、申請番号45番です。申請番号45番は、耕作利便のため買い受ける案件です。現地調査で荒れていたの、事務局に確認を急ぐよう言っておりましたが、どうなったのでしょうか。事務局、お願いいたします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、事務局、説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。申請番号45番ですけども、東部調査会の際に現地調査で、買われるところが竹やぶになってたということで、事務局のほうで現地確認と代理申請のほうに確認しました。そしたら竹やぶ、結構なつてましたので、代理申請のほう通じて確認したら、その手前に自分のハウスとかもあって、そこはちょっと荒れてたんですね。そこと一緒に全部開く予定ということで、今のところ、ちょっと私、見えなかったんですけど、先のほうはもう手は入れて竹を刈ってらっしゃったというのが現状でございます。なので、この状況で買われて、土地を開く目的でしてるといのが事務局でちょっと把握した時点でございます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号45番についてご質疑がありましたらお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） いいですか。9番、徳永ですけど。

○議長（馬場 保君） 徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） それでは、今、説明を伺いましたので、議会の調査会で私、調査会のほうにはそういうふうの内容を報告して了解をいただくようにいたしますので、今日はこれによろしくお願いしておきたいと思います。

○議長（馬場 保君） 事務局、そういうことでよろしいんですか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。それについて審議していただければ、うちのほうは大丈夫かと思えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。中部調査会関係分は、46番

から48番です。

46番は、規模拡大のため譲渡する案件、47番は後継者である子に贈与する案件、48番は遠方に住んでおり耕作ができないため、今まで作ってもらっていた方に贈与する案件です。この方の経営面積は5反に達しませんが、この方の土地を通らないとこの土地に行けないため、例外的に権利を取得するものです。現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、申請番号46番から48番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ここ5反未満のことは了解しとるわけですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） すいません、事務局です。

特例で、本件権利の設定または移転は、その位置、面積、形状から見て、これに隣接する農地または採草放牧地と一体として利用することが困難と認められる農地、または採草放牧地につき当該隣接する農地、または採草放牧地を現に耕作、または養畜の事業に供しているものが権利を取得するものであるというのがあります。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。要は、農地法3条の例外で、この農地をこの譲受人しか、もうそこを通過してしか行けない、隣接する地はもう譲受人の土地なので、そういう場合についてはもう例外的にいいよってなってるんですね。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。森崎委員、よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） じゃあそのまま、こんな例外が出ればよかということですね。

○事務局（原田 誠二君） 状況により、先ほど説明した状況であれば例外的に受けとめられるような法律がありますので、それにのっとってここで審議していただくと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 審議も何もさ、それば覚えとかんばいかんけん聞きよる。

○委員（1番 松尾 茂敏君） ちょっとよかですか。そういう。この農地に、家の庭を通過して行かんば行かれん。庭を。本当です。家と家の間、通って。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。（発言する者あり）よろしいですね。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は49番から50番です。申請番号49番、50番とも遠方に住んでおり、耕作できないため、譲渡する案件です。現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、申請番号49番から50番についてご質問がありましたらお願いします。ご質問ございませんか。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。この譲渡人は埼玉の人ですけど、経営面積1,151あるわけですけど、これを一応163平米を売らしたわけですけど、これあと、残りの農地は今現在、誰か耕作はしよらすとですかね。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。調べてからまたご報告します。

○委員（2番 内田 弘幸君） 分かりました。

○議長（馬場 保君） そういうことでよろしいですか。（発言する者あり）
ほかにご質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご審議がないようですので、議案第65号、申請番号45番から50番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第66号、農地法第4号第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第66号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号23番から25番まで、3件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

申請番号23番は、住宅兼店舗用地へ転用する追認申請です。50年ほど前からコイの飼育を申請地で行っており、宅地と思い込んでいたが、国道の拡幅に伴う収用で申請地に住宅兼店舗を移転新築したところ、地目が畑であることが判明し、改めて申請した案件です。申請地は農振白地、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから例外的に許可できる案件であると思われれます。

申請番号24番は、宅地の一部として転用する追認申請です。申請者は、転用に際して農地法の許可が必要であると理解しておらず、平成3年に花壇を造成、その後テラスも設置しました。今回、申請地に長屋門を建設することになり、申請地が農地であり農地法の許可が必要であることを知り、改めて申請した案件です。申請地は農振白地、周りを宅地に囲まれていることから、第3種農地と判断しました。

申請番号25番は、隣接宅地を併用しての農地住宅用地への転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号23番から24番については、追認申請ということで、調査会でもいろいろな意見が出ました。本人に話を聞き、反省していることに加え、調査会でも十分に協議した上で、致し方ないなど判断しました。申請番号25番については現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

受付番号16番から20番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号23番から25番についてご質疑がありましたらお願いします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第66号、申請番号23番から25番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第67号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） 議長、その前に、先ほど3条お問い合わせの件。49番の譲渡人の残りの農地ですけども、耕作者はなしですね。ひどく荒れてもいないみたいで一筆988平米残っております。千々石の森馬地区、市営住宅の近くだそうです。（発言する者あり）今回、上がつとる転用の反対側、道の反対。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。こういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） それでは、議案第67号、申請番号3番から5番、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第67号の朗読〕

議案書8ページですが、訂正をお願いします。申請番号4番と5番の面積はそれぞれ706平方メートル、81平方メートルです。申し訳ございません。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○事務局（原田 誠二君） 合計がすいません、間違ってます。一筆706平米なのに下の合計が299平米になってます、すいません。それと、5番ですね。81平米のところ合計が299平米になってます。これは81平米でございます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第67号、申請番号3番から5番については、計画の変更に伴い、同時に農地法第5条第1項の規定による許可申請がされておりますので、次の5条申請と一括して協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括申請することにします。

日程第5、議案第68号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に進みます。事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第68号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号67番から73番まで7件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号67番から71番です。

67番は、雲仙市発注の道路改良工事の現場事務所及び駐車場用地への一時転用の追認申請です。申請地は農振農用地区域内にある農地ですが、一時転用であることから例外的に追認許可できる案件と思われます。

68番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は農振白地、市役所から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。平成4年2月25日付で一般個人住宅を申請する5条の許可が下りていましたが、当初計画者が亡くなったため、建築できなかったとのことです。

今回は、別の方が申請されています。

69番と70番は同一人同士の申請で、一般個人住宅用地と進入路への転用を申請されています。申請地は農振白地、愛野駅から概ね300メートル以内の区域にあるため、第3種農地と判断しました。

71番も一般個人住宅用地への転用です。申請地は農振白地、周りを宅地に囲まれているため、第3種農地と判断しました。

申請番号67番から71番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号67番から71番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会分は72番から73番です。

申請番号72番は一般個人住宅への転用を申請されています。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。昭和61年6月19日付で一般個人住宅への転用許可が下りておりましたが、その後当初計画者が体調不良により、大村への通院が必要になったそうです。距離が遠く体に負担がかかるため、申請地での新築を諦めて手放すことになりました。新しい方がやっと見つかったようで、この方は小学生に入るときまで南串山に住んでおり、今も農業の手伝いで通っているそうです。超過面積が206平方メートルと大きいですが、申請地は間口が狭く奥行きが長いことから分筆しても売れる見込みがないこと、転用者も家庭菜園や子供の遊び場、来客用駐車場も整備したいとの希望があることから、そのままの申請となりました。

申請番号73番は宅地の一部用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断しました。

申請番号72番については、本当にこの計画どおり建てるのか、調査会内でも疑義が上がり、事務局とも協議しました。しかしながら、合併前からの許可後の計画変更であることと、分筆しても売れる見込みがなく、5年以上経っていること、転用者が諫早市から家族で戻り家を建てるため、雲仙市の人口増加につながることから、やむを得ないと判断しました。申請番号73番については、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号72番から73番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。72番の件ですけど、調査会でも相当もまれたと思うんですけど、どう見てもこいは、この建物の面積からしても、建物自体は34.78なのかな。706平米のあれで。それで、そういう理由であれば、ちょっとこの案件に対しては、売れる、売れんもあつたでしょうけど、そもそもこの706平米を昭和61年に、これは千々石町でしょうけど、706平米の転用許可を出してるといのは、そのときも一般個人住宅で許可が出とつとですかね。

○議長（馬場 保君） 事務局お願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。昭和61年に許可が出たときは一般個人住宅と倉庫で許可が下りております。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 8番、中川委員。

○委員（8番 中川 實美君） 8番、中川です。この間口の狭かということけど、大抵何メートルくらいあつとですか。

○委員（7番 草野 英治君） 7番、調査会長の草野です。車が入るその周りの道路っていうのも狭いところですよ。入り口がもう車が1台、乗用車が入るぐらいの。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） そこですよ、ちょっとこれに対してですけど、買うほうはあまり乗り気じゃなかったそうです。不動産屋から進められてどうしても買ってくれということで、私は説明を受けてます、そのここの買った人のじいさんから。無理して買ったような感じじゃったです。ほかがよくって言いよつたけど、不動産屋がこれを買ってくれっていうことで、頼まれて買ったような感じですよ。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。中川委員、いかがですか。

○委員（8番 中川 實美君） これは大体この図面からいけば、15メートルぐらい幅あるじゃろうが。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 段差があつて。

○委員（8番 中川 實美君） 段差はあるけど、大体その家の幅と、この横の左側と、それでこののところ、3メートルぐらいあつとでしょ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 入り口が。

○委員（8番 中川 實美君） いや、入れんことは分かるけど。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） ここ、今の道路、大体2メートル50ぐらいしかなかわけですね、大体。それで段差があるもんですから、どうしても間口を広く取らんと進入がしにくいわけですよ。そ

れでこれだけ広く間口を取るということで。そうせんと道路自体が広がったら間口はそう広くいらんですけど、道路が狭いもんですから、そういうとり方をしとる。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○委員（8番 中川 實美君） それと自動車は5台停めることなとる。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） 4台は持つてるわけです。知らんけど、親子4人4台は。

○委員（8番 中川 實美君） 親子で4台。こがん狭か家で大丈夫？

○委員（15番 森崎 茂徳君） いやいや、家はそがん広くいらん。駐車場が。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） はい。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 図面見たらおかしく感じるわけですよ、建物はわざわざ真ん中に作って奥には花壇、駐車場4台、5台で停める計画的なことをされてますけど、もう周りが宅地ばかりじゃけんですね、こういうところは許可してもやむを得ないと思いますよ。今からでもこういう宅地に囲まれた農地が、狭いところがどうしようもないような生産性のないような土地が来た場合は、もうどんどん、どんどん転用、許可相当であれば許可しても私は構わないと思います。

以上です。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 17番、小筏委員よりご提案がございましたが、皆様方、ご意見ありますか。（発言する者あり）

○委員（18番 林田 剛君） 私達千々石の委員も事前に現地を確認して、やっぱ500平方メートルのラインを超えるということちょっと協議をして、そのときの結論は出なかったんですけど、その後、事務局のほうから昭和61年に一応許可は出てるという話でしたので、今、小筏委員が言われたように宅地に囲まれた土地ではあるし、半分農地を残してそのあとの使用というのも、ちょっと難しいかなということで、西部のほうでもそういう話で今回に関しては許可を下してもいいんじゃないかということになったんですけど、やっぱり前々回の総会あたりから500平米という数字がたびたび出てきて、それが超過理由書とかも申請書に付けるようにありますんで、そのたび、そのたび、やっぱり皆さんで協議をしてもらって、今後もそのたび、そのたびに協議していただくことは大事じゃないかなと思いますけど、よろしくをお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そこでですよ、このようなもうオーバーしととですよ。市のほう、これは千々石町の問題ですけど、大体これを確認して、建てたか建てんかを30年も40年も経ったしなもんを今、協議してるのがおかしかつじゃなかですか。もう相当許可が下りたしなもんやけん。

○委員（8番 中川 實美君） おりたしなもんば直しとらんけん。

○委員（15番 森崎 茂徳君） うん、それば言いたい。

○委員（8番 中川 實美君） それで、直してから売ればよか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そうそう。宅地にしてから売ればおいたちはタッチしきらん。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。いろいろご意見が出ましたけども、皆様方、72番については異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第67号、申請番号3番から5番及び議案第68号、申請番号67番から73番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第69号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第69号の朗読〕

議案書13ページ、整理番号1番から11番までは貸借に係る案件、12番から19番までは所有権移転に係る案件、20番から46番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式になっています。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第69号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から11番について、ご質疑ありませんか。1番から11番についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号12番から19番について、ご質疑ありませんか。12番から19番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号20番から46番について、ご質疑ございませんか。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。整理番号の22番について説明をしておきます。

22番は、借主は諫早の人なんですけれども、新規就農で今度、雲仙市に居住を移して瑞穂町で農地を借りて農業をやるということです。その中で、今の経営面積はゼロなんですけれども、今度中間管理機構を通して借りられる面積が2,186で5反ないわけなんですけれども、この面積は全てハウスの面積ですので、そういうことでご理解をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。（発言する者あり）

森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この人は、37ページ41番。知っとる。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。貸主と借主は。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 貸主やろ。

○事務局（藤吉 文女君） いとこ。お母さん同士が姉妹だそうで、ぜひこっちのほうに貸してって言われたそうです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、家のほうはさ、借りたり、買ったりしたと全部荒らしてしまつとる。どがんなつとるとか。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。先ほどのところですけど、借主は金澤さん、推進委員さんですね、調査会でもこの方が、借りとる所荒らしてしまつてまた借りとるけん、どうにかせろて言われたけど、あんときに小浜の先輩委員さんで注意をして下さいと。

○委員（7番 草野 英治君） 私が言われたとですけど、ちょっとまだ会えてないですけど、知った人に聞いたら、荒らしよつとじゃなくて単なる無農薬、無肥料で作るけん、その草を打ちこむために荒らしたごとしとつていう話も聞いたんですけど、実際はちょっと本人に会えとらんけん、確認ができておりません。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） 国見では、無農薬が周りに迷惑かけよつとですよ。田んぼば今刈りよらすとですよ、無農薬で。だから、水は来んわけですよ。だからもう個人の考え方であるんでしようけど、ちょっとね、やっぱり常識がね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 周りのもん、迷惑せんならよかけど。

○委員（9番 徳永 玉義君） 草はボーボーしとるです。その中に田んぼば植えちよつとですけど、虫は来るし、水は来んしですね、だからやっぱちよつとあれも、指導はどこでするんか、そこはですね、個人の自由じゃろうけど。市役所に勤めとつたような人ですよ、その人はね。無農薬でエコなんですけど。周りに迷惑かけますよね、確かにね。（発言する者あり）

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田ですけど、無農薬でするとはよかばつてん、周りに比べて結構迷惑かけたり何だりしよつて周りに迷惑かけちよつてということは、どこか周りに迷惑ばかけとつて来てくれるつていうと、農林水産課だか何だか指導はするのかな。事務局。こっちが言うよりも。

○議長（馬場 保君） 鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 12番の鶴崎です。今、内田委員さんのほうから、隣が無農薬なら迷惑をこうむってるという話がありましたけど、俺、今、無農薬のほう少しかじった経験がありまして、その立場から言わせてもらおうと、今、逆に、我々無農薬をしようたら、隣がヘリ防除をやって、その農薬が私の圃場にかかります。これも逆に言えば迷惑なんですよ。

○委員（2番 内田 弘幸君） どっちが先にしちよったかを考えれば、当然、分かることだと思いますけど。既存にしよるところに無農薬でございますって来て、おら、迷惑だいて言うのはちょっとおかしいですよ。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 我々無農薬を少しかじった時点で、今、その無農薬の米が欲しいという消費者の方がいらっしゃいまして、なぜですかっていう話を聞いたら、一般の農薬のかかった米を食べたらうちの子はアトピーが出ますとか、吹出もので困ってますとか、うちから農薬を使ってない米っていうのをやっていたけども、それが品切れをしてる時期から、そのお客さんは一般の米をしょうがなく買って食べておられたと。そしたら家族中が口内炎で悩まされていますとか、そういうこともあるわけですから、先ほどどっちが先かという問題もあろうかと思えますけども、まだとなりで農薬を使うときにはうちんどこにはかけんで下さいと言いたいんです。

○委員（2番 内田 弘幸君） ただ、普通の米ば食うてアトピーの出たなんだすつと、本当ごく一部ですよ。そんアトピーになった原因が何じゃろうかい、そん米ば食えばアトピーが出ん。普通の米食えばアトピーが。それ、以前の問題じゃなかでしようかね。（発言する者あり）

○事務局長（増富 浩彦君） 次回までに資料か何か見つけて答え出すようにします。

○議長（馬場 保君） どちらも協調して仲良くよろしくお願いします。

20番から46番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、お諮りします。議案第69号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集計計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第70号、土地改良事業に参加する資格について。事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第70号の朗読〕

議案書42ページが追加の3条資格者名簿となっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番の東部調査会長の徳永です。

土地改良事業に参加する資格について、東部調査会から説明します。本案件については、先月の議案で協議した、宮田地区土地改良事業の計画変更に伴い、事業同意者が土地改良法第3条に規定する資格を有するものである証明を行うものです。同意者に追加があり、土地改良法第3条第1項第1号及び2号に該当すると東部調査会では判断いたしました。

以上です。42ページの方が追加になっているということです。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本案件についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第70号、土地改良事業に参加する資格については、申請どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第7号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔報告第7号の朗読〕

報告第6号となっていると思うんですが、7号の間違いです。申しわけございません。43ページの上の報告6号となっておりますのは、7号の誤りです。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。報告第7号についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後3時04分休憩

午後3時15分再開

○議長（馬場 保君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

市農業経営基盤強化基本構想の改正に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。まず、市の農業経営基盤強化基本構想の改定に伴う意見聴取ということで、この前の調査会、各調査会で農林課のほうから説明してもらって、いろいろ意見があったのでまとめましたので、農林課のほうから説明をしていただきます。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 皆さん、こんにちは。農林課の宮本です。今日はよろしくお願います。

先日、11月例会会のときに農業基本構想ということで皆さんにお示しをしたところ、この資料、1枚ものの紙になりますけれども、このような意見が出ました。

○事務局（原田 誠二君） お手元の資料の資料1ってやつですね。次第の。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 資料1になります。今日、その資料は皆さん、もうお持ちじゃないですかね。前回、こういった基本構想って黄色で印をつけちよった分なんですけども。持ちよればちよっと見ながら。それのその黄色の線がこう入ってる分の7ページになります。西部地区で1回、意見が出たんですけれども、この7ページからそれぞれの営農累計ですね、品目ごとの指標というのがありまして、これがこの7ページの真ん中ぐらいにあるんですけれども、これが現にこの目標にしてる数値が雲仙市及び島原市であったり、南島原市であったりということで、県の雲仙地域普及課のほうで情報を把握しながら、あくまでもここは優良事例を踏まえつつ雲仙市においてこのような経営体がありますよということでお示しを、ずっとこう今までの改正のときもお示しをしているんですけども、ここは何かの指標であれば何か認定農業者とかその新規就農者になれるぐらいの分かりやすい最低限ぐらいの面積とかでいいんじゃないかという意見をいただきました。ちよっとう、数字、大きすぎるんじゃないのということで、そういったご意見を西部地区でいただきましたので、県のほうとちよっと確認を取ったところ、優良事例ということで、確かにおっしゃられるとおり、認定基準の数値でもないわけであって、新規就業者の数字を上げてるわけでもない。あくまで目標数字でもないということで、こういったモデルになる優良事例ということで、上げさせていただいてるんですけども、そこを次の12月、年明け1月の会議までに県のほうとか近隣の市町に聞いて、どういった記載例がふさわしいのか、あくまでも認定農家になるならこのぐらいという基準をここ掲げてもいいような、ちよっとそのあたりを検討させていただきたいと思っております。（発言する者あり）

今までは雲仙市の中での一つのモデルを上げてるという数字でしたので、確かにちよっと面積が大

きかったりするのかなということで意見がありましたので、ちょっと紹介させていただきます。

次は、認定農業者間の親子間における農地の贈与、ちょっと若干、後回しにさせていただきたいと思います。

次に、中間管理機構の貸し借りに関する処理を減らしてもらいたいという東部地区、西部地区でもありまして、これは要望ということですね、ずっともう会議のたんびにそういったことで長崎県農業振興公社のほうにも要望願いというのをいたしております。これは引き続き要望ということで、私たちからも当社の事務局のほうにお願いをしていきたいと考えております。

その他、文言の修正が数か所ありましたけれども、既に修正をさせていただいております。

今後の流れにつきましては、今回の意見を踏まえ関係部局や県の担当課と協議をして1月5日の水曜日、市の農業委員会総会にその結果をもう1回、報告をさせていただきますのでよろしく願います。

それでは、1番の、真ん中のポツの認定農業者の親子間における農地の贈与についての件でちょっと説明をまた改めてします。

○事務局（原田 誠二君） すいません、農業委員会のほうから。その資料と一緒に利用権設定のやつを1枚入れとったと思うんですけども、要は中間管理機構はこういう人が使えるとか、基盤強化法の貸し借りはどういう人、所有権移転はどういう人というのがあると思うんですけども。前回の資料ですね、要は、中間管理機構の利用権設定、中間管理機構はもう貸し借りのみですけど、それを使えるのは認定農業者と認定新規就農者。中間管理機構は担い手の中で認定農業者、今、こう説明のあった、基本構想水準達成者、あと集落営農組織法人ですね、それと認定新規就農者。次に非担い手が農外から参入した企業でその他のもの、これは農林課と機構が営農計画で、それに認めたものを中間管理機構の貸し借りで行いたいということです。

それで、基盤強化法ですね、これが農業委員会のほうでちょっと今からもんでもらうんですけど、まず、今、基盤強化法の利用権の設定、貸し借りですね。これを新規で借りる人は認定農業者のみ。再設定の人、今まで借りとって更新する人ですね、これは認定農業者または認定農業者を1年以内に取得する、取得予定の者、ここも今、年数は入れとらんですけど、いろいろ運用によって1年ぐらいに区切ったほうがいいのかなという案ですね。

それと、同一経営体での貸し借りは今んとこ法ではできませんと、中間管理機構か、農地法第3条で行ってくださいということです。

次に、所有権移転ですね、売買贈与交換、これはもう所有権移転については認定農業者のみということで、売買のときは認定農業者を公認すること、贈与っていうのが無償ですね、認定農業者が無償で譲り受けること、交換は認定農業者同士が交換すること。この中で同一経営体内は、もう先ほど言ったように基盤強化法じゃなくて農地法第3条でやってもらうということで一応、線を、案というこ

とで引きました。

そして、調査会でも意見が出まして、贈与ですね、同じ経営体内でお父さんから息子さん、経営としてはお父さんで、そこを手伝っている息子さんに農地を贈与、名義を代えること、要は生前贈与ですね。これについても認められないかということで、一応ご質問を受けて、県のほうともずっとやり取りをして、まずもって基盤強化法というのが農業の経営の基盤を強化するのが一つなので、例えば先ほど言った、家族間ですね、同じ経営体の中で農地のやり取りするのは、通常、お父さん亡くなれば相続なんですよ。これを生きとる間にするので生前贈与、これについてはそれを行ったところで農地の農業の経営の基盤にはちょっと当たらないということで、ちょっと県のほうからも見解をもらって、今後、それをどうするかということで、今まで曖昧な点もあったので、この基本構想ですね。（発言する者あり）またちょっと。

○委員（2番 内田 弘幸君） 同一経営体内で認定農業者の間は、同一経営体内はだめて言いよった。そいが基盤強化につながらんという県の見解でいうような話じゃろう。それはおかしかさ。相続になれば、ひょっとしたら俺も、俺も、俺もて言うて、反対にそれのほう弱まるとばい。生前贈与ならもう固まったい。生前贈与するなら、相続なら兄弟が何人かおるてなれば、それらが取ってしまって。基盤が弱くなるな。生前贈与をすれば固まるじゃなかね。強固になつとき。それが、県が言って事務局もまたはい、はいって言いよって、おかしかろうて県に言って。そういうことやろ。分からんことば平気で持ってくるな。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 兄弟、2人おれば半分になるで。親が死んでしまえば。そがんとこ、やっぱ、そのための農業委員が協議するとやけんさ、もうそこで事務局が決定みたいなことば言うてもろたって困るよ。

○事務局（原田 誠二君） 決定ではないです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 決定じゃなかけど、そがん聞こえようもん、俺たちも。どがんしょうかならよかけど。

○事務局（原田 誠二君） 一応、案でまとめて、法的なものも含めて調べて、一応、案でまとめとるだけなんです、今のところですね。

○委員（2番 内田 弘幸君） 生前贈与ですんなら、そら一番基盤強化と思うよ。生前贈与のほうが。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 農業委員で、それを協議するのがここやろ。

○事務局（原田 誠二君） 農業委員会での決定じゃなくて農林と一緒に決定しないといけないんです。ここで出た案をもう1回、農林と県にも含めて、説明はしていかなばいかなのですよ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） あれは減ってしまうじゃろ。兄弟。どうせけんかして分けなんとやけん。親がおるときに後継者に贈与ばすることのほうが基盤強化につながる。（発言する者あり）

○事務局（原田 誠二君） 分かりました。一応、その辺も踏まえてもう一回、ちょっと協議はさせて

もらいたいと思います。

一応、今の意見としてですよ、この雲仙市農業委員会の委員さんの全員の意見ということで、1回もう県と話をしてよかですかね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 俺よかと思うけどね。

○議長（馬場 保君） 皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。この生前贈与ちゅうのはですよ、前から生前贈与はあったじゃなかですか。しかしその中には規制があったわけら。もう農地は貸したらいかんとか、死ぬまでは今度途中で農地を売ったりとかそういう形にすれば贈与税がかかりますよという、ああいう形があってですよ、いろんなトラブル、問題があったわけですよ。そこら辺はどういう形で進んでいくわけ。まだその生前贈与のあれは今でもあるわけ。猶予の期間ていうの。

○議長（馬場 保君） 事務局、お願いします。

○事務局（原田 誠二君） 一応、所得税法関係ですね、それは変わりはないと思います。

ただし、今、そこに至るまでに結局3条とするのか、基盤強化法とするのかっていうとこの前提は今のところ話をしているんですね。なので、例えば基盤強化、売買やったら農振農用地内やったら800万控除使うですけど、贈与はなかとですたいね、基盤強化法で使おうが、3条でしょうが。さっき言った猶予とかそういうのしかないの。今は猶予よりも相続時精算課税とがあって、そっちのほうにシフトしようみたいですね。なので、東さんの言うともなんですけど、その前の段階のどっちかでその農地法なのか、基盤強化法なのかで生前贈与までするかどう。東さんの言い方はその後の税の話なのでということになってきますね。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので次の。

○事務局（原田 誠二君） すいません、事務局です。そしたらですよ、贈与に限らず、ないと思うんですけど、父ちゃんと息子の売買、同じ経営体で交換、父ちゃんの持つとって、息子も持つとって、それば交換、同一経営体で認めるということですかね。今の話は贈与だけの話ですかね。

○委員（14番 東 康敬君） 貸借もするわけ、今から。

○事務局（原田 誠二君） いや、想定としてそがんとも出てくつとかなと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） その場合は息子が認定農業者の場合はよかっとじゃない、それを使つて。

○事務局（原田 誠二君） なので、さっき言った、まず同一経営体の中で、まああつとかどうか知ら

んですけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 交換やったらしてよかっちゃない。

○事務局（原田 誠二君） 親父と息子。あるか分からんですけどね。売買も親父から息子に売るとか。要は贈与だけじゃなくてそこまで考えんばとかな。（発言する者あり）別経営やったら贈与もさっき言った役所の見解としたらできるっていうことはできるとですけど。とりあえず贈与だけかな、あり得るとは。

○議長（馬場 保君） ここで決定というよりも、5日の日ももう1回、よつとでしょう。

○事務局（原田 誠二君） ここで一応、今、私らが案で上げとつとば、対して今、意見ばもろたですたいね。これによって農林と県とも話ばして、調査会でも。一応1月6日かな、の総会。5日。一旦お話を持ってくるということになりますけど。今日は意見ばもろうてまた私たちがいろんなこと協議させてもらうという意見です。意見聴取です。ただ、一応、贈与だけでそがん話っていうことよかですかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局（原田 誠二君） あとは中間。すいません。利用権のほうはそれでよかですか。基盤強化法の貸し借り。

○委員（14番 東 康敬君） 利用権あるある。利用権で言えば、再設定が出てくると思うとですたい、そうしたときに、認定農業者じゃないと利用権の設定、農業経営基盤強化法できないわけでしたいね。もう全部3条でせろちゅうことですか、認定農家以外は。

○事務局（原田 誠二君） 一応ですね、今、借りとって、途中で認定のなくなって再設定とかなった場合でしょう。まずは認定農業者、そいかここに書いてある認定農業者1年以内に取得する予定の者として、それ以外は中間管理機構と3条、どっちか。

○委員（14番 東 康敬君） 中間管理機構は認定農業者じゃなくてもいいわけ。

○事務局（原田 誠二君） はい、上のほうに、こう担い手と非担い手で分けとくけん、この非担い手のほうに入るのかなと。

○委員（14番 東 康敬君） そうすれば、今から再設定の中でも認定農業者でないと必ず3条か機構にせんと持っていけないということすたいね。

○事務局（原田 誠二君） そうですね。今のところでも、結局、再設定は認定農業者か認定農業者を取得予定の者でしょつとですよね。だけん瑞穂は結構、もう再設定で来らしたときに、久保田さんのほうでそがん説明ばして、中間管理機構の方に結構流してもらってるんです。ただし、あくまでそのときは何年以内に取得とか言うちょらんやったもんやけん、その辺をうちよつと明確にしようかなという。今、農林が作りよる基本構想、こん中でも基盤強化もそうなんですけど、それ以上に中間管理事業で集約をなさいてなつてきよつとですな。てなれば、やつばそつちも増やさんばいけんし、あと

認定農家の、この前も言ったように認定農家になってのメリットというところもはっきりさせないといけないとですたいね。そういうことで、基盤強化法というのはあくまで認定農業者とか、それば取る人とかですね。

○委員（14番 東 康敬君） 今、中間管理機構に誘導ちゅうことでうたい文句を言うわけですたいね。ところがいつも言うように書類がこんげんあるわけ、十何個もあるわけ。印鑑もいくつも押していかんやいけんわけさ、ああいう職員のやり方ちゅうのは、行政はそうせないかんかもしれんけど、農家としては、こげん面倒なことすんなって、せんってというような格好の形が多いわけ。

それともう一つは、現物支給の場合でも、やりましたか、もらいましたかて毎年報告をせないかんちゅうわけ。こげん面倒なこと、せんってというような格好でうちらが誘導した中では逆に文句が出るわけら。その貸し借りを誘導したうちらがやっぱり農業委員が誘導するわけ。言うごとしたらばかちゅうかってかえって文句言われるわけですたい。だから、簡素化をして、なるだけ農家の人たちもやりやすいような、契約をしやすいような、そういう状態を作って我々に提案をしていかんと、行政のやり方だけでぼんぼん提案したって、我々現場で動く人間は妙なことでいろんな攻撃を受けるわけですたい。だから、そこら辺は、行政は行政のサイズと色々な形があるかもしれんけど、改革をする、改善をするところはだいに改善をしていかんと、現場で動く人間ちゅうのはばかんとやられること現実なんですよ。ということを理解してもらいたい。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 今、東委員が言われたことですね、もうずっと継続しながらもう私のほうからも総会とか、研修会の中でも次長とか来られたときに説明をして、この前のはかなり強めに要望したところですよ。

それを逆手に取るというわけではないんですけども、やっぱりどうしても中間管理機構と基盤強化法で言うときは基盤強化のほうが手続が優しかですね。そいで、そこを逆手に取るという言い方おかしいんですけども、認定農家のメリットも少ないと言われてます。認定農家になっても何もよかことがない、そういった意味で今回、こういった明文化をして認定農家になつてけば、所有権移転とか貸し借りをもう基盤強化法でもできるとよというところも差別化をしようってですね。ほいでもう認定農家でなくなったら、中間管理機構でするしかない、認定農家はできるだけ取れよとか、推進の仕方としては少しおかしいんですけども、そういったところでちょっとこう、認定農家のメリットは少し出していかんかなと思ってます。

併せて、じゃあ引き続き中間管理機構の事務の簡素化はやっぱりずっと言うていかんば、なかなか、ちょっと検討させてくださいとはずっと言うんですけども、前進まん状況ですけども、粘り強く言うていきたいと思えます。

○委員（14番 東 康敬君） それと俺はもう1つ、認定農家に対してのハードルがすごい高かったいね。特に今、農業所得ちゅうのはどんどん伸びとるような状態じゃなくて、認定農家に申請をする

中でもちょっと所得制限のハードルが高いもんじゃから、そこで引っかかってくる人もやっぱりおる。どんどん、どんどん規模拡大していく人も中にはおるけど認定農家になるときにやっぱり貯金できない人もいるわけ。だから、そこまでクリアするような形じゃないと認定農家になれないという行政の指導もあるわけじゃから、そこは十二分にやっぱ認識をしとかんと、理想どおりに、行政の理想どおりにことが進むかっていえば、そういうわけでなかけんか、そこら辺。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 了解しました。あくまでも認定農家、併せて認定新規就農者ですね。認定農家は所得目標がおよそ400万、認定新規就農者はその4分の3で300万でなっちゃうですね、これはあくまでも目標です、計画ですので、米、麦以外、米、麦、大豆ですね、土地利用が作物以外の方の、野菜とか施設については目標で400万を超えるような計画を立てていただければクリアできるようになっておりますので、やはり今言うた米、麦、大豆だけではやっぱりこう、面的集約ばせんでも難しかですけど、そこらあたりはこの認定農家の担当にも言いながら、みんなが上手に認定農家に誘導するようにお話したいと思います。

○委員（4番 池田 兼三君） よかですか。東さん、よかね。1人で喋ればさ、次のもんが喋られんから。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 私は認定者、認定農業者のことばかり話が出るんですけど、私の中山間地域については認定農業者というほとんどおらんわけですね。その中に高齢化が進んで作りきらんということで貸し借りをせんばいかんという、そういう状況があるわけですよ。それで、今の中間管理法を通して利用権設定をしろとなつとですけど、結局は今、事務局の話では、認定農業者以外は3条でしなさいちいうような話ですよ。そういうところはもう本当、地域差があつて、農業委員会としてはやっぱ全体的な考え方でいもらわんと、ただ認定農業者、その農林課も一緒ですよ、認定農業者のメリットとかそれだけの所得の400万円以上とか、そのところばかり考えてもろうたっちゃ農地は荒れる一方ですよ。借り手がおらんごとなるわけですね。そういうところももう少し農林課のほうも考えてほしいと思うわけですよ。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 宮本君にちょっとお尋ねしますが、認定農業者を入ってやめたもんにちょっと意見ば聞いたとですね、認定農業者持つとつても何もメリットならん、補助金は変わらんごとくれるばってん、補償金の一旦下りたちゅうと先にもらうとやもんな。そがんとこをちょっと段差を付けてほしかなと思って、認定農業者のメリットはやっぱりもう少し考えてほしかなと思う。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○農林課参事補（宮本 忠房君） やはりそういった意見、結構多く、座談会とかでも話が上がつてお

りますので、市の光り輝く補助事業とか、明確に認定農業者とかうたっておりますので、ただやはり周知がちょっと足りんのかなと思いますので。来年度に向けてそのあたりをちょっと肝に銘じながら周知をしていければと思っております。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 今の案、池田委員が言わした言葉の認定農家じゃなかいやけんという地域によってはそら認定農家ね下の方の良か農地はポンポン、ポンポン、変わっていくとは今、しよんけど、そんな中間管理地のそういうところはやっぱ狭地の悪かちゅうことで貸し借りも結構だんだん、だんだん荒れ地が増えよう訳ですたいね、そういうところの荒れ地を貸し借りをしよる農業者に、やっぱメリットのあるような貸し借りの何かいろいろ補助金関係とか、認定農家がよか圃場ばかりじゃなくて、そういうところまで借りた認定農家には何かまた別の、要するに耕作放棄地を解消に向けた努力はしよる認定農家には、こうこうこうていうような単純にメリット、メリットじゃなくて、そこの地域にもメリットになるような形での認定農家に助成金なりなんなり出せるような形とか、そして今までは担い手のあれでは貸し借りばすれば貸し手にもいくらとか、前はありよったですたいね。今はもう借り手のそれも何もなくなってしまひよったけど、認定農家に貸せば貸主にやっぱメリットのあるようなことばしていけば、春から認定農家じゃなかけん、おれば認定農家に貸すばいいうて認定農家もまた認定ば取ればよかところも借りられるとか、そういういろいろなところで考えてもらえればと思います。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

私からも宮本さん、よかですか。今、内田委員に池田委員から意見が出ましたけども、私もやっぱり私たちの立場は兼業農家、あるいは零細農家、中小規模の農家、この人たちにも目を向けて全体的に判断をせなですよ、はよ言えば。だから、今も何か認定農業者の形ばかりに言葉が走ってしもうて、その成果を上げろていう方向でしょう、上も。ただ、やっぱりいろいろ研修会なんか行ってみれば、昔の専業農家、認定農家、ここ中心じゃなくて多様な担い手という言葉に変わってきよっとです。そうせんと、もう言ったように、その集落自体、そういうところからもそれを皆さんで今のとこ守っとる、その辺も同じような意見となりますけど、お考えいただければと思います。

○農林課参事補（宮本 忠房君） 今の件で、先ほど馬場さんが言われました多様な担い手ということで、ちょっとこう国が田園回帰に近い、田舎の農業にももうちょっと目を向けて、今まで力をいれていた認定農業者新規とか、そういった人たちだけじゃなくて、高齢化とかの人たちにも目を向けていきたいと。

我々もその話を今、ちょうど池田さんとともに農林課における地域おこし協力隊、堀口さんという子が、いろんな活動をしながら中山間農地にスポットライトを当てて、やはり、そして農地も高齢の農家、定年された方が農業を楽しむ、趣味の農業とか、そういった方々が中山間地の農地を、農地の保

全に貢献しているというのがなかなか数字で出てこんわけですよ。しかしながら、そういった人たちも貢献はしてるっていうところをちょっと今回の予算のところでPRして、その堀口さんは来年度、もう任期満了になってしまうものですから、継続してちょっと今、こう国や県、市が進める担い手の育成、ここにはどんどんお金ばつぎ込むとですけども、そればかりじゃなくて人の力、お金の力だけじゃなく人の力、交流を深めていったりしながら、ちょっと中山間農地、農地だけじゃなくて中山間の農村集落の活性化に力をちょっと入れていこうかなということで、堀口さんの後も引き続き地域おこし協力隊の予算を要望をしてから、交流活動を深めて、農地の維持管理に努められないかと考えているところです。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかに何か。（発言する者あり）だからほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、次の。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） 一番下に利用権設定の分で認定農業者とそれ以外の者との交換については、農地法第3条において行うこととなっておりますけど、認定農業者がそれ以外の者から交換ということは半分の、買った形にすれば認定農業者の基盤強化法は通って、以外の分は3条かもしれんけど、こういう半分の認定農業者の基盤強化法のあれば使われるとやけん、こらあ認定農業者、それ以外の交換、それ以外の交換ならしょうがなかばってん、認定農業者が関わっての交換であれば、基盤強化法は使ってやらせてよかつちやなかかなて思うとですけど、そこら辺どげんでしょうか。

○事務局（原田 誠二君） 事務局です。ここは、まず認定農業者、これは認定農業者が基盤強化法を認定農業者と交換したときの話なんですけど、そうなれば基盤の交換ですので、基盤強化法とそれ以外の農家さんやけん3条、法律が違うとですね。なのでここは一緒にできんかなちゅうとこですね。

1回、県とも話しましたときに、それはちょっと厳しいかもですねと言って、もう1回ちょっとお話はすつとですけど、要は法律が違うので、片一方はこっち、片一方はこっちちゅうのが基本できないんじゃないかなというのがあります、今のところですね。片方売買なら普通にこれで行けるとですけど、あくまで交換なので、同一の法律でせんばいけんちやないっていうことがまず1つネックですね。

（発言する者あり）だから、さっき言ったように、基盤強化法は認定農業者としか使えませんでするんであれば、交換、片一方が認定農業者でなかったら基盤強化法、使えませんよねっていうことですね。そこはまた県とも協議ばしていきます。（発言する者あり）そこはまた聞いてきます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。よろしいですかね。

意見もないようなので、次の意見書について事務局の説明を求めます。

○事務局長（増富 浩彦君） 2番の意見書についてですけども、例年、1月の下旬ぐらいに意見書、

市長部局のほうに意見書として出しております。今年に限ってはちょっと一番大事な夏場にコロナ関係で会議ができなくて、今年度は事務局のほうで意見書（案）ということで作らせてもらっております。資料2です。例年なら平日が相当多くなっておとですけども、回答がそれなりの回答しか毎年来ておりませんので、今年度に限っては絞り込んだ形で意見書として出そうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

めくって1ページを御覧ください。意見書の前文ですね。新型コロナウイルスによる新たな社会の変化は農業・農村においてもその対応が求められている。農林水産省は将来にわたり農地の持続的利用を促進するために人・農地など関連性の見直しを取りまとめました。雲仙市農業委員会は人・農地対策に合う組織としてその役割、しっかり果たしていけるように、組織を挙げて取り組んでいくため、地域農業者からの提案・意見を踏まえ、雲仙市農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書として取りまとめましたということで、出そうと考えております。

2ページを御覧ください。大きな1番ですね。去年に引き続き、労力確保対策についてということで、意見書で出したいと考えております。今年度におきましては、南串の認定農業者さんたちにアンケート調査をしまして、結果的にやっぱり労力不足という回答が一番その中で多かったもんですから、これを1番目に持って来ております。全文はちょっと省いて行きますけども、(1)としまして、農林水産業振興計画の重点プロジェクトである労力支援の地域労力支援システムの構築を地方公共団体が中心となり、早急に確立すること、またその利用方法などを広く周知を図ること、2番で、エヌの派遣事業について、任意組合を組織した場合などは1人の非雇用者を複数の農家で雇用できる仕組みづくりに県などを通じて早急に要望し確立すること。昨年度と同様になっておりますけども、全然、昨年度要望した意見が全然反映されていなくて、このエヌに関しては全然進んでおりません。今年度、再度スピード感を持った対応をお願いしたいということで、もう1回出してみようと考えております。

めくって3ページをお願いします。

2番の遊休農地の発生予防する有効な事業の強化についてということで、中山間などの耕作条件が次の地域においては遊休農地の発生が顕著であり、基盤整備事業による優良農地の転換が遊休農地解消に向けた最善の方策と考えております。農地中間管理事業関連整備事業として小規模かつ農家負担がなく、農地基盤整備ができる事業が創設されておりますけども、雲仙市においてははまだ実施に至ってないと聞いております。そのため、次のことを要望しますということで、農地中間管理関連の農地整備事業を小規模で実施が可能で、農家負担なしという大変有利な事業であります。しかし、この事業を多くの農家が知らない、また計画から事業完了まで約7年間とかかかるといって時間を要すること等課題もあり、農家の事業実施に向けた意欲を減退させるという状況であります。そのため、雲仙市内の農家には狭小な農地や耕作条件が悪い農地でも、取付道路の整備やあぜ状況、狭地直しなどの簡易な条件整備を行うことでマッチングができると見込まれる農地も多数あると考えられます。雲仙

市の単独事業である農地保全事業というのがあるんですけども、それとうまくかみ合わせた事業の構築をお願いしたいということで上げております。単独予算もその農地保全事業の単独予算も年々増加してきており、現在も要望待ちの農家が多数存在している状況であります。少しでもそういう方々の数を減少させていく、また市の財政的にも貢献できることだと考えておりますので、県とか中間管理機構と協議して農家の使い勝手のいい事業とすることを要望していきたいと考えております。

3番目に、多様な農業形態の支援についてということで、先ほどからもずっと農林のほうの、先ほどの件とちょっと絡むんですけど、現在、人・農地の実質化に向けて農業委員会もその一翼を担い取り組んでおりますけども、6割近くの地区が担い手不足という状況にあります。国が定めた担い手、8割集積する、目標達成するためには、農地の受け手である担い手の確保が特に必要不可欠であると考えられます。

4ページになりますけども、その中で、認定農業者等の大幅な増加が見込めない中、先ほど会長がおっしゃいましたとおり、多様な担い手として農業を主たる経営としている、農林のほうはどこが考えとるか分からんとですけど、多様な担い手の中に半農半X、兼業農家、定年帰農者等において様々な国・県を含めた支援を享受できる認定農業者として認定できるよう要件の改正並びに緩和を早急をお願いしたいということで、先ほどとちょっと絡むんですけども、意見書の中に入れております。

4番目ですけども、これは毎年ちょっと挙げてるんですけど、意見書に対する取り組み、報告、これを総会辺りに少なくとも2か月に1回ぐらいは来て進捗状況とかあの意見に対してはどがん答えよととかという随時こう農林部局からの報告をさせようかと考えておりますので、こういう要望をしていきたいと考えております。

あと、何か、簡単に説明をしましたが、これ、意見書(案)ということで提出しておりますので、今月、調査会がありますので、家に持って帰られて、調査会するときでもいいんで、この中についてこういうことを入れてもらいたいとか、これは削ったほうがよかじゃなかかとかいうような意見がありましたら、調査会するときまでに私、事務局のほうに言ってもらえればと思っております。

今日、ちょっと時間が押しとるもんですから。随時質問も受けますので、そのときは連絡をしてもらえればと思います。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。ただいま事務局が説明がありましたけど、いろいろ質問等々ご意見があられる方は事務局のほうへお願いします。

次に、標準小作料の算定に係る米価の判断について、事務局の説明を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 資料3番で1枚ものです。毎年、標準小作による算定に係る米価販売ということで、農業委員会のほうで決めてもらうんですけど、標準小作料の算定に係る米販売価格決定について、資料は平成29年産から令和3年産までのJAの島原・雲仙の西部基幹営農センターですか

ね、それと農林水産省、及び雲仙市農業委員会の決定を示しております。

なお、米価はヒノヒカリ60キロ当たりのとなっております。令和3年産においては仮渡金が令和2年産と比較し、1等から3等までいずれも800円ぐらいの減額となっており、1等の生産額、これについては令和2年度より大体2,000円から3,000円ぐらいですかね、減額の予想になっているということを伺っております。

なお、農業委員会の決定価格は一番下の欄に記載しておりますので、資料を元に令和3年産ですね、の農業委員会の決定額を決めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。この件に関しても、ここで決めるのじゃなくして。

○事務局（原田 誠二君） いや、ここで決めてもらうです。

○議長（馬場 保君） 今日、決める。

それでは資料を見て、誰かご意見ございますか。（発言する者あり）数字はいかがですか。（発言する者あり）

今、森崎委員から、1万3,000円ぐらいでどうじゃろうかといひよらすとですけど、皆さん、どげんですか。（発言する者あり）そしたら1万3,000円ということによろしいですかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見も、ほか、ないようですので、その他に行きます。

事務局のほうから何か。

○事務局長（増富 浩彦君） 3番のその他ですね。市発注公共工事の一時転用仮設事務所等についてということで。

○事務局（原田 誠二君） 資料4です。

○事務局長（増富 浩彦君） 資料4ですね、資料4を御覧ください。この日は今日の転用にもあがつたように、67号ですね、転用の5条の、68号か。議案書の10ページの一番上ですね、67号を御覧ください。

雲仙市内の公共工事に係る現場事務所でありまして、本来、こういう手続で一時転用の転用許可が必要であると思われま。いろんなこういう建設業者からのちょっと問い合わせとか要望とかありまして、県内の現在の状況を一応調査しました。ほとんどの市町の農業委員会がこういう公共工事の絡んだ現場事務所については、ちょっと言葉は悪かですけども、ほとんどの農業委員会が黙認している状態で、一時転用までは求めていない農業委員会がほとんどであります。雲仙市でもそういう公共工事を請け負う建設事業者さんたちからのちょっと要望もありまして、とりあえず事前の届け出制ぐらいにはして、どこそこに工事現場を作りたいということの申し出があれば、その農地の、使い終わったら必ず農地に復元してくださいという確約書をもらった上で、それをもらった上で、次、近々の総

会では必ず報告することにして、転用許可も、一時転用の転用許可までは求めないようにしていこうかなと考えておりますので、農業委員さんたちのちょっとご意見を伺って、もしそれでよければ承認をちょっともらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（馬場 保君） 異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしくお願ひいたします。

○事務局長（増富 浩彦君） ありがとうございます。

○議長（馬場 保君） それでは、これをもちまして。本田委員。

○委員（6番 本田 浩君） 今、農業者年金の加入の推進をしておりますが、現在の実績等をわかれば教えてもらえますか。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。年金。

○事務局長（増富 浩彦君） 今の実績ですか。

○委員（6番 本田 浩君） 現在。

○事務局長（増富 浩彦君） 現在の。今年の。（発言する者あり）

目標は16名で、今、現在、全体で17名の加入。国見については4名です。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

それでは、これをもちまして農政推進に係る協議を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月 6日

議 長

署名委員

署名委員